

令和2年4月30日

保護者のみなさまへ

香美市教育長
(公印省略)

臨時休業期間の再度の延長等についてのお知らせ

市内全小中学校においては、政府からの「緊急事態宣言」を受け、5月6日(水)まで全面休業を行っているところですが、この度、臨時休業期間を5月8日(金)まで延長することとしましたのでお知らせいたします。ただし、5月7日(木)・8日(金)に関しては、下記のとおりいたしますので、併せてお知らせいたします。

学校の再開等につきましては、「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」に基づき、連休中の国や県の動向及び県内の感染者の確認状況を見据えた上で判断するものとします。

なお、5月11日(月)以降の最終的な学校の対応については、5月7日(木)に改めてお知らせいたします。

記

1 臨時休業期間を5月8日(金)まで延長する

○5月7日(木)・8日(金)の2日間は、午前中のみ登校日として設定する

5月7日(木)・8日(金)の午前中は、登校日とし、児童生徒の心身の状況確認や7日に実施する「心とからだの健康アンケート」結果を基にした面談、5月11日以降の学校の対応等について準備を行う時間とします。

※「児童の居場所」・「放課後児童クラブ」の臨時休業(一部受入れ)及び運動場開放の中止についても5月8日(金)まで延長します。お手数ですが、再度、「臨時休所時「児童の居場所」利用希望調査の提出をお願いします。

2 5月11日(月)以降の対応について

○5月11日(月)以降の学校再開に関しては、別紙 写「県立学校における臨時休業期間の延長等について(通知)」を参考にして判断し、5月7日(木)に改めてお知らせいたします。

3 部活動等について

○部活動等につきましても、上記と同様の対応といたします。

4 感染防止対策の徹底について

○これまでと同様に、日々の検温及び健康状態の確認、手洗い、うがいの徹底とマスクの着用を必ずお願いいたします。

また、連休中も不要不急の外出を避け、「ステイ・ホーム」をよろしくお願いいたします。